

移動式クレーン



月例/年次点検は、 点検済みですか？



* 定期自主検査（月例/年次点検）は
法令（クレーン等安全規則第76条・
第77条）事業者に義務づけられております。
違反した場合50万以下の罰金が科せられます



ご存知でしたか？

月例/年次点検を受けることにより、異常個所を早期発見！！

労働災害を未然に防止する事が出来ます。

定期点検をおススメします。

クレーン年次点検

クレーン荷重点検

各部グリスアップ

フームグリス塗布

⇒ ¥21,000

(税込み)